

大地の活力とうまんちゅの魂が創り出す 自然共生の清らまち



広報

2018年(平成30年)JULY No.151

やえせ

7

主な内容

国民年金保険料の免除申請について	2
児童扶養手当等について	3
平和について考える	5
まちの話題	16~17



～次世代に平和への願いを～

次世代へ平和の尊さを伝えようと「八重瀬町戦没者追悼式」が6月20日、具志頭城跡で執り行われました。6月は平和を願い、戦争について学ぶための活動が町内各地で行われました。町内の平和活動を5ページにまとめました。

人口・世帯 平成30年6月1日現在

総人口	30,993 (+72)
男	15,391 (+27)
女	15,602 (+45)
世帯数	11,992 (+35)

※()内は前月比です。



【税務課よりお知らせ】

7月31日(火)は固定資産税2期目の納期限です。また、口座振替日は7月20日(金)です。

前日までに残高の確認をお願いいたします。納期内納付にご協力ををお願いいたします。

納期限内に納付出来ない方、納税についてご相談のある方は、町役場税務課までご来庁下さい。



←町の
ホームページは
こちらから

7月から国民年金保険料の免除申請が始まります!

[平成30年度免除受付期間] 平成30年7月1日～平成31年6月30日

今年度の国民年金保険料は16,340円ですが、経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、役場の年金係窓口で手続きを行ってください。

また、平成26年度から法改正により申請時点から2年1ヶ月まで遡って免除申請をすることができます。失業などにより納付が困難になったものの、申請を忘れていた方などは一度役場の年金係または年金事務所へご相談ください。

- ◆年金手帳や納付書又はマイナンバーカード（基礎年金番号や個人番号がわかるもの）
- ◆認印（本人が署名する場合は不要）
- ◆失業を理由とする場合は
雇用保険被保険者離職票または
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

障害年金受給者の皆さんへ

7月は国民年金受給権者所得状況届（現況届）の提出月です。

「所得状況届」は、障害基礎年金を受けている方の所得額を確認するために必要な書類です。

年金証書の年金コードが6350または2650の方が対象です。

○○○○○-○○○○○○○○○○-6350 または
○○○○○-○○○○○○○○○○-2650

★対象者の方には日本年金機構より封筒に入った現況届のハガキが届きます。

★対象者で障害状態確認届（診断書）の提出が必要な方がいます。

7月末日までにハガキまたは診断書を役場の年金係窓口まで提出して下さい。

※提出期限までにご提出がない場合は年金の支払いが一時止められることがあります。

お問い合わせ
☆八重瀬町役場・住民環境課・年金係
☎ 098-998-2443

平成30年度

県営住宅空家待ち入居者募集に係る
「入居者募集のしおり」配布のお知らせ

【配布期間】7月9日(月)～7月20日(金)まで

【配布場所】八重瀬町役場 住民環境課(1F)

まちづくり課(2F)

八重瀬町役場 具志頭出張所(南の駅やえせ)

※入居募集に関する質問等は「沖縄県住宅供給公社・住宅管理課」へお問い合わせ下さい

お問い合わせ TEL:098-917-2206

児童扶養手当

特別児童扶養手当

母子及び父子家庭等医療費助成事業

8月は、現況届及び
所得扶況届出の月です!



現在受給している方へ大事なお知らせ

町役場より通知を確認後、速やかに届出を済ませてください。受付は8月1日から始まります。この届出をしないと、引き続き受給資格があつても8月分以降の手当の支給を受けられなくなりますので、必ず届け出してください。

「児童扶養手当」について

父母の離婚などにより、父（または母）と生活を共にできない児童の母（または父）や父母にかわつて児童を養育している方に對し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。（この場合の児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある方をいいます。また、児童が心身に中程度以上の障害を有する場合は、20歳になる月までです。）

「特別児童扶養手当」について

身体や精神に障害がある20歳未満の児童の父もしくは母、または父母にかわつてその児童を養育している方に、児童の福祉の増進を図ることを目的とした支給される手当です。

「母子及び父子家庭等医療費助成事業」について

母子家庭や父子家庭の保護者と児童などの医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し母子家庭等の健康増進と生活の安定を図ることを目的とした事業です。

「対象者」

- ①母子家庭の母と児童
- ②父子家庭の父と児童
- ③養育者が養育する児童

*それぞれの事業には、所得の制限限度額により支給制限があります。

お問い合わせ

八重瀬町役場 児童家庭課 ☎ 098-998-7163

平成31年度

特別支援教育諸学校への入学、 小・中学校特別支援学級への入級について

平成31年度に特別支援教育諸学校（盲学校・聾学校・特別支援学校）への入学、または小・中学校の特別支援学級への入級を希望する幼児・児童・生徒の保護者は、左記の連絡先にご相談、お申し込み下さい。
特別支援教育諸学校への入学や特別支援学級への入級は、保護者の希望だけで決定されるのではなく、「町教育支援委員会」で医師や専門家による判定が必要になります。

【申込期間】

平成30年6月5日（火）～8月7日（火）

※詳しくは、八重瀬町教育委員会学校教育課
(☎ 098-998-7571)へお問い合わせ下さい。

【連絡先】

○保育園に通園している園児

町役場児童家庭課

(☎ 098-998-7163)

○保育園等に通園していない幼児

町保健センター

(☎ 098-998-1149)

○幼稚園児、小・中学校児童生徒

各幼稚園、各小・中学校、または町教育委員会学校教育課

(☎ 098-998-7571)

石川副町長就任



石川勝弘副町長
(字東風平出身)

6月12日の定例議会において空席になつていた副町長に総務課長の石川勝弘氏(53歳)を充てた人事案が全会一致で同意されました。石川副町長は就任の際、職員が最大限の力を發揮できる環境を整え、共に知恵を出し合い、汗を流し、新垣安弘町長の良き補佐役として誠心誠意全力を尽くして行く所存であります。町民の皆様のご指導ご鞭撻を心からお願い申しあげます。」と話しています。

任期:平成30年6月13日から
平成34年6月12日まで

間町役場職員として奉職させていただき、この間4課にわたりさまざまな業務に携わって参りました。今後は永きにわたり行政で培ってきた経験を生かし、もとより微力ではございますが、八重瀬町のまちづくり並びに町民の福祉の向上に努めて参りたいと思います。

今年度は第二次八重瀬町総合計画の策定の年であり、この10年間の町の将来像実現の



選挙のために掲示できる文書図画(のぼり旗・横断幕等)は限られています!!

八重瀬町選挙管理委員会では、クリーンな選挙の実施を目指しております。みなさまのご協力をよろしくお願ひします。

- 選挙運動用ポスターは、町が設置した公営掲示場(27箇所設置予定)のみしか掲示できません!!
- のぼり旗・横断幕に公職の候補者などの氏名や氏名が類推できる事項(顔写真等)を表示したものを公道、私有地に掲示することは一切できません(個人演説会の会場で演説会開催中に使用するもの・選挙事務所等(設置数に限り有り)を除く)!!
- *違反のぼり等と思われる掲示物を見かけましたら、八重瀬町選挙管理委員会または糸満警察署までご一報ください、厳正に対処します。
- *選挙は事前運動の禁止など、さまざまな禁止事項があります。これは候補者がお金に左右されない公平公正な選挙運動をおこなうために重要な事項となります。立候補予定者のみなさまはもちろんのこと、関係する後援者のみなさまも対象となりますのでご注意ください。



【お問い合わせ】

八重瀬町選挙管理委員会 TEL:098-998-2200
糸満警察署刑事課 TEL:098-995-0110

八重瀬町議会議員選挙を実施します!

現職の議員任期が平成30年9月27日に任期満了になることから以下の日程において町議会議員選挙を実施します。

- ◆投票日:9月9日(日)
投票時間:午前7時～午後8時まで
- ◆投票所
第1投票所 具志頭農村環境改善センター
第2投票所 八重瀬町役場(新庁舎)
第3投票所 白川小学校体育館
- ◆期日前投票(投票所入場券を持参してください)
○期日:平成30年9月5日(水)～9月8日(土)の4日間
○時間:午前8時30分～午後8時まで
○場所:八重瀬町役場1階ロビー
- ◆不在者投票
次の場合は不在者投票ができます。お早めに八重瀬町選挙管理委員会事務局に投票用紙を請求してください。
○投票日当日までに満18歳を迎えるが、期日前投票をする時点で満18歳に満たない者。
○県選管が指定する病院・老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設での投票。
○八重瀬町外の滞在先の市町村で投票。
期日:平成30年9月5日(水)～9月8日(土)の4日間
- ◆開票
平成30年9月9日(日)午後9時(予定)から、八重瀬町役場で行います。

【お問い合わせ】

八重瀬町選挙管理委員会
TEL:098-998-2200 FAX:098-998-4745

平和について考える



町遺族連絡協議会会長の宮城博さん

全国に先駆け慰靈塔を建立!! 故山中さんの孫ら慰靈塔を訪問



写真前列右から3番目が山中幸子さん

5月21日、全国に先駆け慰靈塔を建立した偉人、故山中幸作さんの孫の山中幸子さんと望月須磨子さん、身延町立図書館朗読ボランティア「千の風」のメンバーが具志頭城跡にある故山中さんが建立した慰靈塔を訪りました。

この慰靈塔は戦時、旧具志頭村が山梨県出身の戦没者が多かったため、故山中さんが戦後、現場監督として米軍関係の仕事のために沖縄を訪れた際に私財を投じて1953年に建てられました。この慰靈塔が、沖縄における全国の慰靈塔の先駆けだと言われています。

今回の訪問で幸子さんから故山中さんの妻が大切に保管していた当時の写真など貴重な資料を八重瀬町へ寄贈し、幸子さんは「今回八重瀬町を訪れ、改めて胸が一杯になった。祖父の思いを継承し、多くの方が犠牲になった戦争を二度と起こしてはならない」と話しました。

6月2日、平和の礎刻銘
者追悼奉納手話ダンスが
糸満市の平和祈念堂で行
われました。NPO法人手
話ダンスサークルYOU&
I沖縄わかばの主催で県
内各地から手話ダンス
サークルが集い、歌の歌詞
を手話で表現する手話ダ
ンスを披露しました。八重
瀬町からは、長毛老人会の
「つわぶき会」が参加し、恒
久平和を願い「やいま」の
曲に合わせ、手話ダンスを
奉納しました。

八重瀬町 戦没者追悼式

6月20日、八重瀬町

戦没者追悼式が具志頭
城跡公園内の魄粹之塔
前で行われ、町遺族連絡
協議会や小中学校など
の各種団体代表者ら約
100人が出席しました。
魄粹之塔には、多く
の戦没者が祀られてお
り、参列者は、平和を
願い戦没者に默とうを
ささげました。

東風平中 和平學習講演会



6月13日、ていーだ観光取締役社長の崎原真弓さんによる平和學習講演会が東風平中学校で行われました。崎原さんは、おばあの格好に扮し、戦争の様子を当時の戦争に巻き込まれた住民の目線から語り、生徒達へ伝えました。今回、初めて東風平中学校での講演会を行った崎原さんは、「命どう宝。生きているだけで感謝しないといけない。生きていることは当たり前ではなく、命のリレーを繋いできた両親、祖父母やその先祖、全てに感謝してほしい」と生徒達へ黄金言葉を送りました。

最後に生徒を代表し植木咲南さんは「今、平和の中で生きていることに感謝し、戦争の恐ろしさや残酷さを理解し私たちも伝えていきたい」と崎原さんに講演会を終えての思いを伝えました。

平和を願い 手話ダンス奉納 つわぶき会



健康保険課からのお知らせです。[お問い合わせ] ☎ 098-998-2210

7月から平成30年度の国民健康保険税の納付が始まります。

保険税は年度ごとに計算をして8期に分けて納めます。納期限は次のとおり!

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	12/31	1/31	2/28

[保険税の計算・内訳]

保険税は医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護保険分を合わせた金額になります。それぞれ3つの項目(所得割・均等割・平等割)で計算されています。

	医療保険分	後期高齢者支援金分 ※1	介護保険分 ※2
所得割額	加入者全員の「H29年中の基礎控除後の総所得金額等」×7.5% ※3	加入者全員の「H29年中の基礎控除後の総所得金額等」×2.9% ※3	加入者全員の「H29年中の基礎控除後の総所得金額等」×1.8% ※3
資産割		廃止になりました。	
均等割額	(一人当たり)16,000円 ×国保に加入している人の数	(一人当たり)6,200円 ×国保に加入している人の数	(一人当たり)5,300円 ×国保に加入している人の数
平等割額	一世帯当たり18,800円	一世帯当たり7,000円	一世帯当たり4,000円
限度額	580,000円	190,000円	160,000円

※1 若い世代(国保加入者)が高齢者を支える負担金のことです。※2 介護保険の第2号被保険者(40才以上~65才未満)が該当します。
※3 基礎控除は所得がある国保加入者それぞれに33万円を上限に適用されます。

[特別徴収も行っています]

国保に加入している方全員が65才以上75才未満の世帯の保険税は世帯主の年金から天引き(引き落し)となります。

ただし、次の場合は普通徴収となります。

◆世帯主が国保以外の場合 ◆年金が年額18万円未満の場合 ◆国保税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合

[保険税の納付は便利な口座振替で]

こんな人におすすめ:お仕事で忙しい方、納期ごとに銀行などへ行くのが難しい方

【申込みに必要なもの】①納税通知書 ②届出の印鑑 ③通帳 ④口座振替依頼書(金融機関で)

※ゆうちょ銀行(郵便局)は専用の口座振替依頼書がありますのでご注意ください。

【申し込み方法】お客様の口座のある金融機関の窓口で申し込んでください。

【振込開始時間】毎月20日までに申し込み手続きをした場合、翌月の納期分から振替を開始します。

安心

納期ごとに現金を持って
納付に行く心配がなくなります。

確実

自動的に口座から引き落
としされるので納め忘れ
がありません。

簡単

納税通知書・通帳・届出印
を用意して銀行等で申込
できます。

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、きめられた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。平成30年8月から、70歳以上の方の上限額(月ごと)が下表のように変わります。

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

[平成30年7月まで]

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者 課税所得145万円 以上の方	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※2)
一般 課税所得145万円 未満の方※1	14,000円 年間上限額 144,000円	57,600円 (多数回44,400円※2)
低所得Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ 年金収入80万円 以下など	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(一人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合はも含みます。

※2 週過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

[平成30年8月から]

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
区分(現役並み)Ⅲ 課税所得690万円 以上の方	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円※2)	
区分(現役並み)Ⅱ 課税所得380万円以上 690万円未満の方	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円※2)	
区分(現役並み)Ⅰ 課税所得145万円以上 380万円未満の方	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※2)	
一般 課税所得145万円 未満の方※1	18,000円 年間上限額 144,000円	57,600円 (多数回44,400円※2)
低所得Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ 年金収入80万円 以下など	8,000円	15,000円

国保ではこんなことも行っています。

夜間窓口の開設 納税相談、保険証更新をしています

【窓口開設日時】月曜日から金曜日 17時15分～20時00分まで

【場所】八重瀬町役場 1階 健康保険課(夜間の入口は建物右奥の通用口です。)

◇持参するもの ①健康保険証 ②印鑑(認印可) ☎098-998-2210

◎保険税は期限内に納付することが原則ですが、納付が困難な場合は早めにご相談ください。

非自発的失業による軽減制度もあります

解雇等により失業し、雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、下記の条件を満たす場合、離職した日の翌日から翌年度末までの期間、前年の給与所得を30%として保険税を算定する制度です。

申請が必要ですので「雇用保険受給資格者証」の原本、印鑑を持参し、窓口までおこしください。

対象者：失業時点で65才未満であって、離職理由が下記の離職コードとなっている方

11：解雇

12：天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

21：雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)

22：雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)

23：期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)

32：事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

33：正当な理由のある自己都合退職

34：正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

所得の申告を行ってください。

保険税は前年中の所得を基に計算する所得割があります。所得の申告がされていないと所得を把握できずに適切な課税を行うことができません。そのため、所得の少ない世帯に対する保険税の「軽減制度」が受けられなくなります。また、国保加入者に未申告者がいる場合、高額療養費(入院や通院にかかる費用)の自己負担限度額(月額)が最高額の25万2千6百円になりますので、お早めの申告をお願いします。

法律改正により低所得世帯に対する所得判定基準が変更され軽減世帯が拡充されました。

一世帯の所得が低い場合は条例等の定めにより均等割額及び平等割額が2割・5割・7割に軽減される措置が取られます。今回、2割軽減と5割軽減のみ、その判定基準が変更されました。

2割軽減：世帯主とその世帯の国保加入者の所得が33万円+(50万円×加入者数)以下の世帯

5割軽減：世帯主とその世帯の国保加入者の所得が33万円+(27万5千円×加入者数)以下の世帯

7割軽減：世帯主とその世帯の国保加入者の所得が33万円以下の世帯 ←そのまま

*軽減を受けるための申請は不要です。ただし、世帯主の所得は国保に加入していないくとも判定の対象です。

＼夏休み特別企画／

親子で参加!! イノー観察会と魚つり

玻名城の郷ビーチで、イノー(礁地)観察と魚釣りをするよ!

ガイドと一緒に、浅い穏やかな海で魚や貝などの海の生き物を観察しよう。

親子での参加をお待ちしています♪

日 時：平成30年7月28日(土) 10時30分集合

場 所：玻名城の郷ビーチ駐車場

定 員：20名 ※前日の金曜日までにお申し込みください

参加費：大人800円 小学生以下は無料

※サンダル、草履等ではなく、必ずシューズでの参加をお願いします。

※子供だけでの参加はご遠慮ください。



お問い合わせ
お申し込み先



八重瀬町ガイドの会

TEL.090-8351-8870 (平日9時～17時 受付)

台風災害に備えましょう！

亜熱帯地域に位置する沖縄は、絶えず台風の通り道となっています。一昨年の平成28年10月3日から4日にかけて、沖縄本島地方を襲った台風第18号では、特別警報が発表されるなど県内各地に甚大な被害をもたらしました。八重瀬町内においても、暴風雨による冠水や、倒木などの被害が多数報告されました。

台風災害の防止・軽減には早めの台風対策、また、台風接近時においては、常に最新の台風情報を入手し、不要不急の外出は控えるようにしましょう。



宇東風平での電柱倒壊



暴風ではがれたトタン屋根

台風が来る前に

- 強風や飛散物によって、窓ガラスが割れたときのガラスの飛散を防ぐために布テープなどを貼り、カーテンやブラインドを下ろす。必要なならば外から板を打ち付けて補強する。
- 風で飛ばされそうなもの(トタン、鉢植え、ごみ箱、物干し竿など)はしっかりと固定、収納しておく。
- 大雨による家屋への浸水を防ぐため、周囲の側溝や排水溝を掃除して水はけを良くしておく。
- 停電や断水、ケガに備えるため、携帯電灯、携帯ラジオ、予備の電池、飲料水、食料品、救急用品など必要なものを準備する。
- 強風で樹木の枝が折れて電線を断線しないよう庭木の枝などは、適当な高さに伐採する。

台風が接近したら

- テレビやラジオの台風情報に注意する。
- 外出や畠の見回り、脚立を使っての作業などはしない。(強風による転倒や飛散物によるケガの恐れ。)
- 危険を感じたり、役場や消防からの勧告や指示があった場合に備えて、避難できるよう準備する。
- 断線した電線に絶対にさわらない。
- 高潮が危険なため海岸付近には近づかない。

【緊急時の連絡先】八重瀬町総務課 ☎ 998-2200 島尻消防本部 ☎ 948-2512 糸満警察署 ☎ 995-0110

平成30年度 水中運動教室 参加者募集

教室日程

水中運動は、浮力により腰や膝にかかる負担が少ないとから幅広い年齢の方に適しています。水中運動教室では、健康・体力づくりができるとともに心のリフレッシュ等を目的としています。この機会には是非ご参加ください。

■日 時 平成30年7月21日(土)～平成30年8月18日(土)の間の毎週土曜日(全5日間) 19:30～20:30

■講 師 山内 克美

■場 所 八重瀬町営プール(25Mプール)

■対 象 町内在住の成人男女

■定 員 40名

■参加料 800円(スポーツ安全保険料)

■その他 水着等、教室で必要な物は各自で準備してください。(例:水筒、飲み物など)

■受 付 東風平運動公園体育館窓口にて申込用紙をご記入の上、保険料を添えてお申し込みください。

■申込期間 平成30年7月2日(月)～18日(水)9:00～21:00(月曜日は16時まで)

お問い合わせ

八重瀬町教育委員会 スポーツ振興課(東風平体育館)

TEL:098-998-2140

平成30年度 少年少女陸上教室

●日時…平成30年8月14日(火)～平成30年8月17日(金)

計4日間 9時00分～10時30分

●場所…東風平運動公園陸上競技場

●対象…八重瀬町内在住の小学生

●内容…走る、跳ぶなど基本的な身体の動き方を学び体力の向上を目指すと共に、ストレッチの大切さを伝える。

●申込期間…平成30年7月1日(金)～平成30年7月31日(日)

9時から21時まで(月曜日は16時まで)

※東風平運動公園体育館(事務所)にて

申込用紙を記入し提出。

※電話申込は不可です。

●参加料…なし

●問合せ…八重瀬町教育委員会 スポーツ振興課

(東風平体育館)

TEL:098-998-2140

世界のえほん読み聞かせ会

[日 時]7月26日(木)15:30～16:30(韓国・中国)
8月16日(木)15:30～16:30(ペルー・米国)

[場 所]八重瀬町立中央公民館/2階会議室

[対 象]幼児・児童

[内 容]沖縄県の国際交流員が各国の言葉と日本語を交互に絵本の読み聞かせをしてくれます。簡単な各国の紹介やあいさつ、手遊びなどもありますよ。
申し込み不要で参加無料です!沖縄県立図書館が引っ越しをしている間の期間限定の貴重な読み聞かせ会です。この機会にぜひ遊びに来てくださいね。

[問い合わせ先]八重瀬町立中央公民館図書室

TEL:098-998-8383

10時～18時 ※日曜・月曜を除く

受講者
募集

上級救命講習・ 応急手当普及員講習

目前で大切な人が倒れた時、あなたはその人を救えますか?いつ起こるかわからない急病人やけが人等に備え、応急手当の方法を学びましょう。

●上級救命講習

開催日時:9月9日(日)午前9時～午後6時

内 容:成人・小児・新生児の心肺蘇生、AED使用法、止血法
異物除去法、傷病者管理法、傷病者搬送法等

開催場所:島尻消防本部2階講堂

定 員:30名

受講資格:中学生以上(八重瀬町内に在住・在勤・在学の方)

修了証:有り 受講料:無料

●応急手当普及員講習

開催日時:9月14日(金)、15日(土)、16日(日)の3日間
午前9時～午後6時(8時間×3日=24時間)

内 容:基礎的な応急手当の知識と技能、基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法や講習会の指導要領が学べます。

開催場所:島尻消防本部2階講堂 定 員:10名

受講資格:八重瀬町内に在住・在勤・在学の方で、応急手当を普及する意志のある方が対象です。主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

認定証:有り 受講料:無料

お問い合わせ

申込期間:8月6日(月)～8月24日(金)

午前8時30分～午後5時15分(平日)

申込先:島尻消防本部 警防課 ☎ 098-948-2512

夏休み子ども講座

中央公民館では夏休み子ども講座を開催します。バルーンアート、三線、親子クッキング、実験教室など、多彩な講座を予定しています。詳細は各小学校から配布しますのでご覧下さい。

【お問い合わせ】八重瀬町中央公民館 ☎ 098-998-8383

平成29年度下半期（平成30年3月31日現在）
八重瀬町財政状況

平成30年3月31日現在
人口：30,870人
男：15,323人
女：15,547人
世帯数：11,910世帯
面積：26.96km²

財政事情書の作成及び公表に関する条例第2条により、平成29年度下半期の財政事情を次のとおり公表します。

■ 一般会計の主な歳入

(千円)

歳入科目	予算現額	構成比	収入済額	収入率
町税	2,193,343	16.3%	2,262,842	103.2%
地方交付税	3,575,228	26.6%	3,672,165	102.7%
分担金・負担金	310,600	2.3%	309,639	99.7%
国庫支出金	2,321,299	17.3%	2,190,007	94.3%
県支出金	2,011,451	15.0%	1,241,498	61.7%
繰入金	556,674	4.1%	556,669	100.0%
繰越金	462,173	3.4%	462,174	100.0%
諸収入	333,526	2.5%	294,643	88.3%
町債	813,750	6.1%	0	0.0%
その他	856,581	6.4%	866,589	101.2%
合計	13,434,625	100.0%	11,856,226	88.3%

■ 一般会計の主な歳出

(千円)

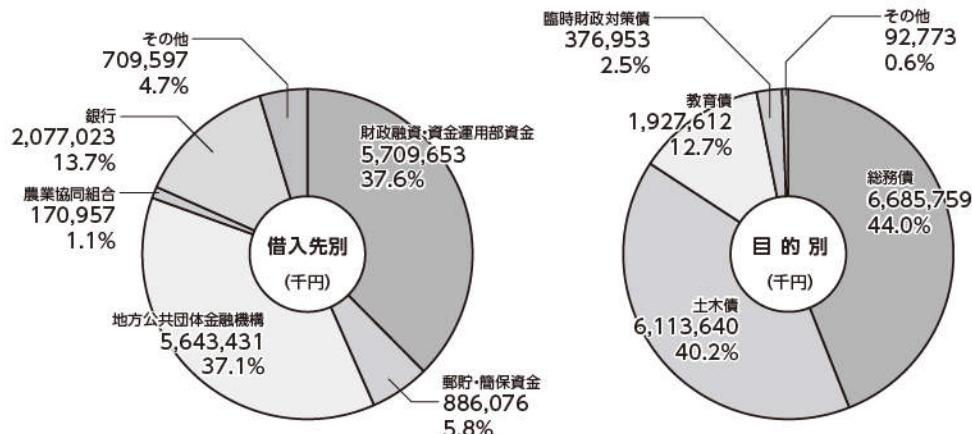
歳出科目	予算現額	構成比	支出済額	執行率
議会費	102,311	0.8%	100,132	97.9%
総務費	1,907,579	14.2%	1,801,411	94.4%
民生費	5,430,916	40.4%	5,119,898	94.3%
衛生費	957,199	7.1%	912,597	95.3%
農林水産業費	797,422	5.9%	650,551	81.6%
土木費	562,538	4.2%	461,351	82.0%
消防費	431,834	3.2%	418,486	96.9%
教育費	1,661,457	12.4%	1,181,201	71.1%
公債費	1,374,448	10.2%	1,273,371	92.6%
その他	208,921	1.6%	171,567	82.1%
合計	13,434,625	100.0%	12,090,565	90.0%

■ 特別会計の予算執行状況

(千円)

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険特別会計	5,044,661	3,905,532	77.4%	4,643,960	92.1%
後期高齢者医療特別会計	204,877	201,510	98.4%	195,623	95.5%
土地区画整理事業特別会計	409,849	376,501	91.9%	380,101	92.7%
集落排水事業特別会計	72,561	64,492	88.9%	58,504	80.6%
合計	5,731,948	4,548,035	79.4%	5,278,188	92.1%

■ 町債の現在高(町債総額15,196,737千円)



■ 財産の状況

土地: 868,543.99m²



建物: 87,166.85m²



有価証券: 171,642千円



基金: 1,874,885千円



一時借入金の状況

3,500,000千円

予定納税(第一期分)の 納税をお忘れなく

◆所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)
の納税をお忘れなく期限7月31日

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の1/3相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月分(第2期分)に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより清算します。

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「平成30年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合には、平成30年7月17日(火)までに、「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

詳しくは 国税庁

検索 Click!

『少年の主張』

『女性の主張』

大会開催!

- 趣旨／少年少女の健全育成に対する一般の理解と女性の能力開発と地位向上を図る。
- 主催／八重瀬町青少年健全育成協議会 八重瀬町女性連合会
- 日時／平成30年7月28日(土)午後2時～
- 場所／八重瀬町中央公民館(2階大ホール)
- 主張者／八重瀬町立中学校の代表者各3人 八重瀬町在住の女性代表
- 主張内容／家庭・学校・地域等での日常生活の中で考えていることを取り上げ、これを要望や提言・反省の形で発表する。

さとうきび 夏植用苗の 配布を行います。

さとうきび生産の安定と品質の向上及び新品種や優良種苗の普及促進を目的に、さとうきび夏植用苗の配布を行います。

※数には限りがあるため、希望品種及び希望本数の配布ができないこともありますのでご了承ください。

受付期間／平成30年7月23日～平成30年8月31日

受付場所／八重瀬町役場農林水産課窓口

配布時期／平成30年9月から10月を予定

問い合わせ先／八重瀬町役場 農林水産課

TEL.098-998-4624 (担当：前仲)

町税の滞納処分に タイヤロックを実施 しています。



町では、町税を公平に負担していただくため、収納対策の一環として「タイヤロック」による差押えを、那覇県税事務所と連携して実施しています。

これまで、再三の文書や電話などによる催告にもかかわらず、納付についての誠意が認められない滞納者に対しては、預貯金、給与などの債権や不動産の差し押さえをしていますが、「タイヤロック」による普通自動車、軽自動車、オートバイなどの差し押さえも実施し、より一層の収納対策の強化に努めます。

タイヤロックにより滞納者の自動車等を運行できない状態にすることで、町税の納付を促すものです。

なお、タイヤロック実施後も納付されないとときは、公売による売却を行い、その売却代金を滞納している町税に充てます。

◎タイヤロックを装着した自動車等を陽げい、ロック装置を損壊などした場合は、地方税法332条、374条及び同法460条(滞納処分に関する罪)、刑法第96条(封印破壊の罪)、同法第252条(横領の罪)により、処罰されることがあります。

調理員補助(臨時職員) 募集のお知らせ



- 就業場所／八重瀬町立東風平学校給食センター
(八重瀬町字東風平355番地3)
- 任用期間／採用決定後からH31年3月31日(勤務の状況により更新あり)
- 募集人数／若干名

仕事内容 ●業務内容／調理・仕込み・配膳・食器洗浄

勤務条件

- 時給／780円
- 休日／土・日曜日、祝日(夏、春、冬休みあり)。
- 勤務時間／午前8時00分～午後4時00分の間の6時間
(週4日程度の勤務です。)
- 加入保険等／健康保険、厚生年金保険、雇用保険、年次有給休暇制度あり

応募資格

- 経験／不問(調理師資格があれば尚良し)

申込方法

- 提出書類／H30登録申込書
(八重瀬町ホームページ 平成30年度臨時職員・嘱託員名簿登録者の募集
よりダウンロード)

問い合わせ先 八重瀬町教育委員会 学校教育課 東風平給食センター
TEL.098-998-2358 FAX.098-998-2370

2018年県産品奨励月間のお知らせ 「うちなー発 世界へとどけ 県産品」

7月は県産品奨励月間です。県では、県産品の使用奨励と需要の創出による景気の維持、拡大を図り、経済の活性化を促進するため、産業界・消費者・行政等県民一体となって、県産品奨励運動を展開しています。

今年度は、県産品のすばらしさをPRするため、「うちなー発 世界へとどけ 県産品」の標語のもと、県産品の使用奨励に関する広報キャンペーンや各種事業を実施してまいります。

皆様には、本月間を契機に、今一度県産品の良さを認識され、これまで以上に愛用していただくようお願い申し上げます。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

沖縄県商工労働部ものづくり振興課

TEL.098-866-2337 FAX.098-866-2447

(公社)沖縄県工業連合会

TEL.098-859-6191 FAX.098-859-6193

町商工会 新会長・副会長が選任

町商工会は5月23日に通常総会を開き、與座会長の任期満了に伴い、理事でスタジオT.tuttiの田前義徳代表が新会長に選任されました。また、副会長にはアシスト沖縄の仲座政敬代表、仲座建設の仲座哲男代表が選ばれ、このほど新垣町長並びに諸見里教育長を表敬訪問し報告しました。

田前会長は、「商工会は地域振興・発展のために町と相互に連携を図り協力していく」と述べ、町商工業振興条例による商工業振興審議会の早期開催等を要望しました。

新垣町長は、「商工会と町は運命共同体であるとし、人口は増加している一方で町財政はひっ迫しており、商工会の民間のノウハウを活用しながら地域経済の発展に共に頑張っていきたい」と挨拶しました。

今後は定期的に懇談会等を開催し、情報共有と連携を図っていくことを確認しました。



写真左から仲座政敬副会長、新垣町長、田前会長、仲座哲男副会長

後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ

8月1日から保険証が変わります!

新しい保険証は**7月末まで**にお届けします。新しい保険証の有効期限は、**1年間**です。

ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期限の短い短期証を交付することがあります。

平成30年 8月
から

被保険者証が届いたら、
住所・氏名・一部負担金の
割合を確認して下さい。



7月末
まで

『限度額適用・標準負担額減額認定証』も更新になります。
現在、減額認定証をお持ちの方で、該当の場合**7月末まで**にお届けします。

保険料の軽減率が
改正されます

これまで一部の方のみに適用されていた「特例措置」を見直し、制度本来の保険料をいただくことで、持続可能な医療制度にしていくことを目的としています。そのため、平成30年度から**一定の所得のある方々の保険料の軽減率が変わります**。

① 所得割の額が変わる方⇒年収約153万円～約211万円の方 均等割額の定額は変わりません。

平成29年度までの所得割は、**2割軽減**されていましたが、平成30年度は**軽減なし**になります。

※平成29年度までは特例的な軽減措置であり、平成30年度以降が法令上の本則です。

② 均等割の額が変わる方⇒元被扶養者で、特定の要件に該当する方

平成29年度までの均等割は、**7割軽減**されていましたが、平成30年度は**5割軽減**になります。

平成31年度以降は軽減がなくなります。

※平成30年度までは特例的な軽減措置であり、平成31年度以降が法令上の本則です。

皆さまのご理解をお願いいたします。

お問い合わせ／八重瀬町役場 健康保険課 高齢者医療係 TEL.998-2210

介護保険料納付のお願い

65歳以上の
みなさん、
7月から

平成30年度介護保険料普通徴収の 納付が始まります。

保険料の納めかたは、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書による納付(普通徴収)の2つにわかれます。いずれの納めかたになるかは、老齢・退職(基礎)年金等の受給額などで決まります。
特別徴収の方は、仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されます。

特別徴収 年金から天引きされます

【対象者】
老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方
【納めた】
偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます。

普通徴収 納付書で個別に納めます

【対象者】
○年度の途中で65歳になった方
○年度の途中で他の市町村から転入した方
○年度の初め(4月1日)には年金を受給しているが変更となった方
○老齢福祉年金受給者
【納めた】
納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで収めていただき、「口座振替」によつて納めいただけます。
納期は7月(第1期)～翌年3月(第9期)となります。

口座振替をご利用すると便利です!

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。
取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。(口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります。)

介護保険料を滞納すると給付制限について

介護保険料の納め忘れがありますと、介護サービスを利用した際に、利用料を100%支払わなければいけなくなったり、負担割合が三割になる場合がありますので、納め忘れのないよう、よろしくお願い致します。

【お問い合わせ】 沖縄県介護保険広域連合会計課 0911-7503
八重瀬町役場 社会福祉課 0998-9598

介護保険料 減免のお知らせ

沖縄県介護保険広域連合では、沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

対象者

減額免除割合

申請に必要なもの

震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害を受けた方
生計の主の収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少した方
生計の主の収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少した方

前年の所得額と所得の減少割合により、2分の1から8分の1を減額

休廃止していることが証明できる書類や失業保険受給証明書
医師の診断書

その他、広域連合長が必要と認める方(生活保護基準に該当する場合)
生計の主の収入が天災による農作物の不作・不漁等により、著しく減少した方

前年の所得額と農水産物の損失額(補償額は除く)により、10分の5から10分の9を減額

不作・不漁等が証明できる書類
休廃止していることが証明できる書類や失業保険受給証明書
医師の診断書

【対象者】
下記の事項①～③のすべてに該当する方例外として①～③のいずれか一つが欠けた場合でも、④に該当する方が対象となります。
①世帯の年収入額が生活保護基準以下である方
②市町村民税課税者に扶養されている方
③資産等(自宅以外)を活用してもなお、生活が困窮している状態にある方
④その他、広域連合長が上記に準ずない方

保険料の半額。又は第1段階保険料との差額を減額

印鑑(認印可)
・年金支給通知書等(年金額が確認できるもの)
・被保険者の世帯全員の預金、貯金普通帳
・有価証券
・身体障害者手帳
・加入している健康保険証
・ご本人及び世帯に働いている方がいる場合は給与証明、また事業をしている場合は給与証明、または収支が確認できるもの
○市町村役場にて発行してもうつもの
・資産評価証明書(資産がない場合は無資産証明書)

* 保険料の減額は承認された後、変更されます。
* 提出された書類に不足、不備がある場合、又は、偽りの申請その他不正な行為がある場合は保険料の減免を受けることはできません

【お問い合わせ】 沖縄県介護保険広域連合会計課 0911-7503
八重瀬町役場 社会福祉課 0998-9598

こんにちは！ 地域包括支援センター通信

地域包括支援センターは、八重瀬町に暮らす方々の介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートすることを主な役割としています。必要に応じて訪問も行います。

①平成30年度「八重瀬町介護予防普及啓発事業講演会」を開催! ～人生100年時代 あなたはどう生きますか？～

去る5月27日、八重瀬町中央公民館にて『人生100年時代～あなたはどう生きますか？～』をテーマに講演会を開催しました。このテーマで、あなたは何を思いますか？「健康」「介護」「趣味」「生きがい」「年金」「少子高齢化」その他、いろいろなことがあります。

当日は、介護予防事業を先進的に実施している、奈良県生駒市福祉健康部次長の田中明美氏(写真)をお招きして、生駒市の地域づくりの取り組みを紹介してもらいました。住民の皆様の関心も高く、130人ほどの入場者でした。生駒市では、各自治会などが実施している介護予防の体操教室や転倒予防教室など「教室の卒業生がボランティアとして地元で運動教室を立ち上げるなど、行政ではなく地域が介護予防の担い手となるサイクルが生まれている」と説明していました。



田中 明美 氏
奈良県生駒市
福祉健康部次長

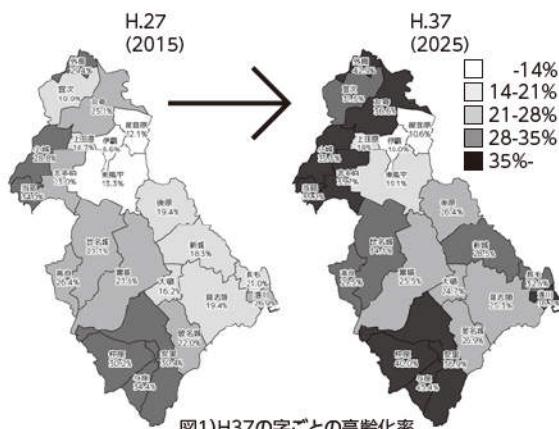


図1)H37の字ごとの高齢化率

人生100年と言われる時代ですが、団塊の世代が75歳を迎える2,025年(H37年)には八重瀬町の高齢化率は、字ごとに見ると40%を超えるところが出てきます。(図1) そうなると「医療保険」「介護保険」だけでは健康で長生きすることを支えられず、「自助(セルフケア)」「互助(ボランティアや住民組織活動)」が重要になってきます。

生駒市は、住民ボランティアを支えながら長年に渡り「生き生き100歳体操」や「会食会」を続けてきました。その成果で、健康寿命が伸び、介護認定率が減少しています。私たち、八重瀬町も「自助」「互助」の力を発揮して、健康寿命を伸ばしましょう。

お知らせ

介護予防に「スクエアステップ」「DVD体操」など自主運営のサークルをおすすめしています。
(詳しくは地域包括支援センターへお問い合わせ下さい)

※地域包括支援センター TEL:998-9598



②認知症カフェ「メモリーカフェにんにん」のお知らせ

- 日 時 8月12日(日)午前10時～12時 (9月はお休みです)
- 場 所 八重瀬町役場 町民交流ホール
- 内 容 アロマテラピー
(アルツハイマー認知症は嗅覚の衰えから始まると言われています。予防に効果がある香りをみんなで学びましょう)
- 参加料 100円(飲み物、お菓子等)

認知症について「予防」「対応の仕方」「相談機関の紹介」「若年性認知症」について、などなど、パンフレットも配布しています。どなたでも、お気軽にお越し下さい。(申し込み不要)

南城眼科

日帰り白内障手術 レーシック
飛蚊症 緑内障 眼鏡コンタクト処方

月火水金 午前9時～11時30分 午後3時～5時30分
木土 午前9時～11時30分 日祝休

国道331沿い 港川と奥武島の間 TEL:0120-049-315

平成30年度【前期】はり・きゅう・あん摩・マッサージ助成券 交付終了!

★平成30年度【前期】の交付予定枚数が終了致しました★
次回の交付は【平成30年10月1日】より再開いたします。
(予定枚数に達し次第終了。)ご希望の方は、ご確認ください。

お問い合わせ 健康保険課 TEL.998-2210

障害者相談支援事業

～障害を持った皆さんの生活に関する
相談を受付けています～

Q1 どんなことを相談できますか？

A1 生活に関するお困りごとの

相談をお受けします。

- ★「うちの子、みんなどうまくなじめないみたい。
将来どうしよう？」
- ★「障害が重くて仕事ができないけど、生活どうし
よう？」などなど…

Q2 相談にはお金はかかりますか？

A2 かかりません。無料です。

Q3 誰が相談できますか？

A3 どなたでも相談できます。

- ★障害（身体・知的・精神・発達など）のある人
- ★ご家族
- ★障害のある人と関わりのある人
- ★障害保健福祉に関心のある人 などなど…

連絡先

※2箇所あります

社会福祉法人 志紋福社会みなみの里相談支援センター

〒901-0333 糸満市字摩文仁207番地

営業時間／月曜日～金曜日

8:30～17:30(土、日、祝祭日は休業日)

TEL.098-997-3900 FAX.098-997-3901

メールアドレス:shimon2@m1.cosmos.ne.jp

特定非営利活動法人 サザンウインド
相談支援事業所 サザン

〒901-0405 八重瀬町字伊霸50番地の1ディベロップやえせ1階

営業時間／月曜日～金曜日

8:30～17:30(土、日、祝祭日は休業日)

TEL・FAX.098-998-2442

メールアドレス:soudansiensazan2015@gmail.com

※障害者相談支援事業は、八重瀬町から委託を受けている事業です

平成30年度

「障害者エコクラフト教室」

受講生
募集

障害者総合支援法においては、地域社会における共生の実現に向けて、障害者福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが講じられています。そこで、本会では「エコクラフト教室」を開催し、技術を学ぶことで思考力・表現力等を育み、作品作りを通して余暇活動の充実につながり社会参加の促進に寄与することを目的とし本教室を開催します。

■主催 社会福祉法人 八重瀬町社会福祉協議会

■期間 平成30年8月3日(金)～平成30年9月28日(金)
14:00～16:00毎週金曜日(全8回)

※8月24日(金)は旧盆のため休み

■場所 八重瀬町字東風平1318-1
八重瀬町社会福祉会館2階(ボランティア室)

■講師 宮城美智枝氏・荒田なり子氏

■対象 町内に居住する方で、
主に在宅で障がいのある方

■定員 10名 ■参加費 無料

■申込期間 平成30年7月2日(月)～7月27日(金)17時まで

申込先 社会福祉法人 八重瀬町社会福祉協議会
TEL:998-4000 FAX:998-8999 担当(新垣美鈴・上原香)

介護予防の為に運動サークル 始めてみませんか？

介護予防を目的とした運動サークルの立ち上げを包括支援センターが支
援します。少人数からでも可能です。元気に年を重ねる皆様を応援します!!

内 容

自主運営による介護予防の運動サークルです。

活動場所は各公民館・集会所です。

時間は1時間半程で、週1回以上活動できること。

(例:体操→休憩→スクエアステップ)

立ち上げ2ヶ月間は毎回支援に行きます。

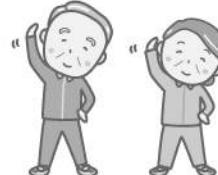
(その後は自主運営)

支 援

・スクエアステップマットや重りバンドの貸し出し

・体操DVD、介護予防手帳、音楽CDの配布

・体力測定、サポーター養成講座の実施 など



申込み・問合せ

八重瀬町地域包括支援センター

TEL.998-9598

一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 旧財団法人沖縄県総合保健協会

特定健診を受診しましょう!

特定健診を人間ドックに切り替えて 受診することが出来ます。

受診する際に必要なもの

特定健診
受診券

保 险 証

がん検診
受診券

*特定健診を人間ドックに切り替えて受診する場合には、
健康保険（国保・社保）の種類や年齢などによって、個人負担額が異なります。
まずは、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先 ☎098-889-6792



平成30年度 「八重瀬町ファミリーサポートセンター スキルアップ講座・情報交換会」が 開催されました



6月3日(日)、島尻消防本部にて「サポート会員」「どっちも会員」を対象にスキルアップ講座・情報交換会を開催しました。10名の会員さんが参加しました。サポート活動中に緊急を要する場面等を想定しながら乳幼児の心肺蘇生方法等、実技を通じ学ぶことで充実した講座となりました。

また、情報交換会ではサポート活動中の困りごとや、工夫していることなどの情報交換を行い会員同士の親睦を深め、参加した会員さんからは「安全面での気づきの大切さを感じた」「いざとなった時の心構えもできるので何度もよい」などの声をいただきました。

「大きくなあれ!」白川幼稚園 万能ネギ植付体験



5月25日、JAグリーンやえせ店(やえせのシーちゃん広場)において農業体験の一環としてJA東風平支店の職員の指導のもと、万能ネギの植付け体験を白川幼稚園の園児たちが体験しました。

最初にプランターに土を入れ、指で小さい穴を掘り、その中に万能ネギの球根を植えました。園児たちは力を合わせて無事作業を終えると、最後に大きく育つよう「大きくなあれ!」とおまじないを掛けました。今回、植え付けた万能ネギは、1か月後に流しそうめん大会で美味しいいただく予定です。

島尻消防 県大会優勝報告

5月25日に開催された第42回沖縄県消防救助技術指導会の「ロープ応用登はん」の部門で島尻消防本部に所属する金城亜青さん、玉城拓巳さんが見事優勝を果たし、その優勝報告のため、5月30日に町長のもとを訪れました。新垣町長は、「素晴らしい成績を全国の舞台でも十分に発揮してほしい」と激励しました。



写真は左から玉城拓巳さん・金城亜青さん・新垣町長

南部農林高校からバイオ苗を贈呈

6月4日、南部農林高等学校生物資源科バイオテクノロジー部より「ぐしちゃんいい菜」のバイオ苗の贈呈式が八重瀬町役場で行われました。バイオ苗とは、害虫やウイルスに侵されない部分であるツルの成長点を採取・培養しており、ウイルスやゾウムシ類に汚染されていない優良苗のことです。バイオ部部長の兼元竜也さんは「農業ってこんなに良いことだと知っていたら、八重瀬町の農業産業振興の発展に繋がれば嬉しいです。」と話し、新垣町長は「今年オープンした八重瀬町種苗センターを拠点として農業を盛り上げていきたい。これからも是非お力を貸していただきたい」と話しました。

今回贈呈されたバイオ苗は、八重瀬町種苗センターで育苗していきます。今後はバイオ苗の有用性を検証するための、栽培試験を実施する予定です。



富盛区民 八重瀬岳 クリーンアップ大作戦

6月10日、字富盛の区民約70名が集まり、八重瀬岳ハンタ公園崖下の清掃活動を行いました。富盛区民にとって拝所でもある八重瀬岳に長年に渡り多量のゴミが捨てられている状況が続いており、区民が一丸となって清掃活動に取り組みました。野原区長は、「今回区民総出で大量のゴミを大掃除することで、区民の融和と連帯感が生まれた。この活動を家に帰り、それぞれ子や孫に語りポイ捨てをしない人に育ててほしい」と話していました。



青年達による安心な地域づくり

5月25日、八重瀬町青年連合会による一斉夜間パトロールが行われました。地域の防犯及び青少年の健全育成を目的に実施され、町内字青年会(東風平、富盛、具志頭、新城、安里)を中心に24名が参加し、防犯や夜間徘徊防止の見回りを行いました。



南部地域土壤保全の日

5月23日、八重瀬町種苗センターで「南部地域土壤保全の日」のイベントが開催されました。イベントでは、農家個々の意識の向上を目的に、土壤流出の防止や土壤保全についての啓発講話が行われた後、近くの畑でひまわりの播種を行いました。



具志頭青年会・青年会OB 清掃活動



5月20日、具志頭青年会・青年会OBが集まり具志頭浜の清掃活動を行いました。砂浜や海辺付近に捨てられた多量のゴミを大掃除し、最終的に燃えるごみ210kg、燃えないごみ20kg、合計230kg集積しました。

雄樋川クリーンアップ作戦

6月3日、平成30年度雄樋川クリーンアップ作戦・八重瀬町「心豊かできれいなまち」大作戦合同大作戦が実施されました。あいにくの天気でしたが、168名の参加者が集まり、940kgのゴミを回収しました。ご協力頂いた皆様、心より感謝申し上げます。



獅子加那志7年忌豊年祭 成功に向け始動!

旧暦の8月15、16日にあたる9月24、25日の両日、字志多伯では「獅子加那志7年忌豊年祭」が盛大に催されます。この祭りは、区の守り神である神獅子を祝う行事として、豊年祭実行委員会総会が5月15日に同字公民館にて開かれ、多くの志多伯区民が参加し、今後のスケジュールや組織体制など、成功に向けた話し合いが持たされました。



自衛官採用試験案内

●一般曹候補生

受付期間：7月1日～9月7日

試験期日：9月21日～23日の内の1日を指定されます。

受験資格：18歳以上27歳未満の者

●航空学生

受付期間：7月1日～9月7日

試験期日：9月17日

受験資格：18歳以上21歳未満（空自）／18歳以上23歳未満（海自）
高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）

●自衛官候補生

受付期間：年間を通じて受け付けています。

試験期日：受付時お知らせします。

受験資格：18歳以上27歳未満の者

お問合せ先　自衛隊沖縄地方協力本部 那覇分駐所
TEL.098-863-5280

警察官募集

応募資格（高卒程度）

- 平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
- 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込み者の者以外の者

受付期間

6月25日（月）から7月23日（月）まで

第一次試験

10月13日（土）、14日（日）

お問合せ先　糸満警察署警務課
TEL.098-995-0110

平成30年度 在日米軍従業員の事前募集について

応募資格／沖縄県在住の満18歳以上の方

応募方法／インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効

・インターネット：エルモのホームページ

（LMO）で検索又はhttp://www.lmo.go.jp/

（スマートフォン）を開き、【求人情報】の

【沖縄県における事前募集】をご覧ください

・窓口応募：指定の応募用紙に必要事項を記入の上、

お申込みください。

応募受付時間／インターネット（年中24時間受付）

窓口（午前9時～午後5時30分受付）

（ただし、土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）

窓口応募受付場所及び問合せ先／

独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）

沖縄支部 管理課

沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1058番地1 TEL.098-921-5532

「青い羽根募金」のお願い

募金活動強化月間 7月1日～8月31日

募金は海洋レジャー事故や船が遭難した場合の人命救助と、事故防止対策の資金として活用されます。

○募金の振込先

沖縄銀行	高橋支店	普通預金	1526329
琉球銀行	壱屋支店	普通預金	4139
海邦銀行	泊支店	普通預金	0-508-276
ゆうちょ銀行	口座番号	01780-5-46048	名義：公益社団法人 琉球水難救済会

募金先・問い合わせ・

公益社団法人琉球水難救済会 TEL.868-5940

職業能力開発校 平成30年度後期職業訓練生募集

訓練校	訓練科名	定員	募集期間 ※土・日・祝除く	訓練期間
浦添職業能力開発校 098-879-2560	オフィスビジネス科 (身体障がい者対象)	10	平成30年 7月17日～8月10日	平成30年10月1日～ 平成31年3月8日(6ヶ月)
具志川職業能力開発校 098-973-6680	総合実務科 (知的障がい者対象)	10	平成30年 8月1日～8月29日	平成30年10月1日～ 平成31年3月8日(6ヶ月)
	アロマセラピスト 養成科(委託訓練)	14		平成30年10月1日～ 平成31年1月31日(4ヶ月)

※授業料無料（但しテキスト代、検定代、教材などは自己負担）

※詳しくは各校へお問い合わせください



無料法律相談

不動産
の登記
●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更
●抵当権の設定や抹消

裁判事務
手続各
●140万円以下の裁判代理業務、
訴訟交渉、内容証明郵便の作成
●訴状、成年後見申立書などの作成

会社
の登記
●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き
●定款変更

債務
整理
●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き
●過払い金の回収

相続
●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策
手続き
●相続の放棄

業務時間
平日：9:00～18:00
休日：土、日、祝日

※事前にご予約いただければ、
平日 18:00 以降のご相談も
受け付けております。

司法書士 佐久川 聰
さくがわ 司法書士事務所
〒901-1111 南風原町字兼城 683番地 12仲里ビル 3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831

7月・8月 町民カレンダー

	日付	行事名	対象者	時間	場所
7月	10日(火)	定例行政相談	町民	14時~16時	八重瀬町社会福祉会館 2階
	19日(木)	こころの相談窓口	町民	10時~12時、13時~15時	八重瀬町社会福祉会館
	24日(火)	定例行政相談	町民	14時~16時	具志頭改善センター 2階
	26日(木)	こころの相談窓口	町民	10時~12時、13時~15時	八重瀬町社会福祉会館
8月	14日(火)	定例行政相談	町民	14時~16時	八重瀬町社会福祉会館 2階
	23日(木)	こころの相談窓口	町民	10時~12時、13時~15時	八重瀬町社会福祉会館
	30日(木)	こころの相談窓口	町民	10時~12時、13時~15時	八重瀬町社会福祉会館

編集後記

あつという間に春が過ぎ去り、暑い季節がやってきました。皆さんはどうお過ごしでしょうか?

6月20日に中央公民館で開かれた「一眼レフ講座」を受講しました。スポーツ競技などを動いてる被写体一枚の写真に収める技術を学び、悪戦苦闘しながらも徐々にカメラの機能を理解することができました。今回の講座で学んだことを今後の取材で活かしていくたいと思います。これからも広報誌作成の技術向上を目指して、色々なことにチャレンジしていくたいです。

神里

●八重瀬町字東風平2-1-1番地の
金城 宏様より(故母)金城 愛子様の
香典返しとして
金 5万円のご寄付がありました。

●八重瀬町字東風平2-1-4番地の
新垣勇夫様より(故母)新垣チヨ様の
香典返しとして
金 3万円のご寄付がありました。

●八重瀬町字具志頭204番地の
伊福トミ子様より(故母)伊福ヤス様の
香典返しとして
金 5万円のご寄付がありました。

●八重瀬町字東風平1-9-9番地の
金城信子様より(故夫)金城英賀様の
香典返しとして
金 3万円のご寄付がありました。

ご芳志ありがとうございます

八重瀬町社会福祉協議会へ

八重瀬町こころの相談窓口

お気軽にお電話ください

内容／精神保健福祉士による電話や来所相談
対象／八重瀬町にお住まいの方
日時／毎週月曜日(月曜が休みの時は火曜日)
※7月より毎週木曜日に変更となります
午前10時~12時、午後1時~3時
場所／八重瀬町社会福祉会館 相談室
お問合せ／TEL.098-998-8411

※相談内容についての秘密は厳守致します。
※予約などは不要ですが、時間帯によっては混み合う場合がありますので、事前に電話連絡をいたければ幸いです。

港川・長毛・新城・後原区民の皆様方へ

八重瀬町土木建設課では、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する目的で漁業集落排水事業(字港川・長毛)と農業集落排水事業(字後原・新城)を進めてきました。処理施設及び管路施設が完成し、現在、下水道本管(公共ます)への接続が可能になりました。詳しくは下記の土木建設課までお問い合わせください。

●
お問合せ 八重瀬町役場土木建設課
TEL.998-1123 FAX.998-0710

八重瀬町女性連合会 個人会員募集中!

八重瀬町女性連合会は、女性相互の親睦交流と文化教養を高めるとともに、女性の地位向上と福祉の増進、さらに青少年の健全育成や住みよい地域づくりに寄与するための活動を積極的に行ってています。町女性連合会では、活動を広げるため、支部会員はもとより、個人会員も広く募集しています。お気軽にお問合せください。

加入資格／町内に居住する満25歳以上の女性、もしくは、既婚女性の方なら年齢に関係なくどなたでも加入できます。
会 費／年会費650円(支部会員と同額)

八重瀬町女性連合会事務局(中央公民館内)
お問合せ TEL.098-998-8383
FAX.098-998-4254

おかげ様で創業25周年

不動産の無料査定実施中!

求む物件 賃貸から売買まで

売土地 広さや地目、現状は問いません。
(古家付・更地・平地・田畠など)

売家 どのような家でもご相談下さい。
(広さ、築年数、平屋造り、2階建て、店舗付など)

売マンション 何階建ての何階部分、占有面積、築年数、立地など、関係なくご相談下さい。

貸家 計画中の間でもお貸しすることが
できますので、ご相談ください。

不動産売却をお考えの方をご紹介下さい。

最大 10万円 進呈致します。
(弊社でご成約の場合に限ります。)

こんな方は是非ご相談下さい。
■早急に売りたい・貸したい ■売却するか貸すか悩んでいる
■相続財産について悩んでいる ■差押え競売前に相談したい



株式会社 東洋ハウジング イオンタウンとよみ近く
〒901-0205 豊見城市字根差部587

(098)850-4722

気に
なったら

東洋ハウジング

検索

**おきなわ発
保育士の「知りたい」を
全て集めたアプリが
できました！**

あき保 沖縄の保育を応援する
情報発信アプリ「あき保」
簡単ダウンロードはこちから
QRコード

**アプリ無料
ダウンロード**

**保育に携わるすべての人へ
役立つ情報を届けます！**

らくらく登録
アプリ登録すると最新情報が届きます。

サクサク検索
いつでもどこでも求人情報が検索できます。

トクトク情報
求職者、保育士を目指すあなたにとって
お得な情報を探します。
①補助金や支援についての情報をお届けします。
②イベントやセミナーについては随時更新します。

なとくFAQ
保育に携わる人が抱える「あるある悩み」を提供。

タイムリーにプッシュ通知が届きます

監修：沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課
運営：沖縄県保育士・保育所総合支援センター

ぴっぴ

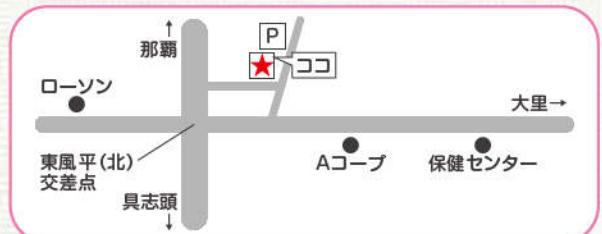


(八重瀬町子育て支援センター)

乳幼児を持つ親子が好きな時に来て遊び、
ゆったりと過ごせる空間を提供しています。

利用時間：月～金曜日 午前10時～午後4時

(昼休みはありません)

★月1回ベビーマッサージ講座の日は、一般の方の
利用は1時30分よりです。子育て中のおとうさん、おかあさん、お孫さんを
お世話している方、ぜひ利用ください。

八重瀬町字東風平1426番地20 ☎ 840-7870

学童(児童)クラブの紹介!

次年度の児童募集(12月予定)に先駆けて、町内の学童(児童)クラブを紹介します。

学童(児童)クラブとは？ 保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を通して健全育成を図ります。

学童クラブ名 こちの森学童クラブ(字伊霸)
(校区: 東風平小・白川小)

クラブ自慢

- 年間を通して色々な行事を取り入れています。
- 保護者の方々のご協力のもと、学童レクや夏まつりは恒例です！
- お楽しみ会やお泊り会で仲間づくりや協同性を育んでいます！

児童の声

- 学童のおやつが楽しみ(4年生)
- 友だちとたくさん遊べるのがうれしい(1年生)
- 学童レクのしかったよ(1年生)
- 違う学校のお友だちを作れるのがうれしい(3年生)
- 友だちとボール遊びできるからたのしい!(2年生)
- お泊り会たのしみ♪(3年生)



学童クラブ名 にこにこ児童クラブ(字世名城)
(校区: 東風平小・新城小・白川小)

ホームページ <http://niconicojidou.com>**クラブ自慢**

- 毎月の行事…お誕生日会♪
- 長期休み等…プール・図書館・公園・川遊び・遠足・散歩
- できるだけ手作りおやつを提供!!
- 宿題が終わって外遊び～♪
いい汗流してます♪

児童の声

- 夏休み、春休みのお出かけが楽しみ♪(東小・りく)
- 学童で友達と宿題できて楽しい!(東小・さき)
- 先生に宿題教えてもらえるし、みんな仲良くなってくれる♪(東小・ひな)
- 毎日のおやつが楽しみ♪(東小・さな)
- 大好きな友達といっぱい遊べる!(白小・じゅり)
- 友達や先生とたくさんおしゃべりできる♪(新小・すず)

